

INFORMATION

- 伊勢崎市役所 …………… ☎0270-24-5111
 - 赤堀支所 …………… ☎0270-62-1151
 - あずま支所 …………… ☎0270-62-1311
 - 境支所 …………… ☎0270-74-1111
- 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
- 災害情報案内(24時間) ☎050-5536-6965
 - 救急病院等案内(24時間) ☎0270-23-1299

いせさき情報メールに登録を!

防災・防犯・行政情報をメールで配信しています。携帯電話で次のアドレスに空メールを送信して登録しましょう。t-isesaki@sg-p.jp
問い合わせ 安心安全課(☎27-2706)



登録・配信情報は、こちらから詳細を確認できます。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る!」

ごみの分別、ごみ出し日
スマホひとつでスマート管理!
問い合わせ 資源循環課(☎27-2732)



市民課マイナンバー窓口が 移転します

市民課マイナンバー窓口は、
11月6日(月)より市役所東館1
階から本館1階へ移転します。
問い合わせ 市民課(☎27-6276)



高齢者実態調査に協力してください

高齢者の活躍支援として、今後市が実施すべき施策の在り方を検討していく上で、皆さんのニーズや実態を把握するため、無作為に抽出した6,000人を対象にアンケート調査を行います。アンケートは11月以降に郵送しますので、同封の返信用封筒で回答用紙を返送してください。
対象 市内に在住の65歳以上の人
問い合わせ 高齢政策課(☎27-2752)

大至松ぼっくりで クリスマスツリーを作ろう

期日 11月20日(月)
時間 午前10時～正午
会場 清掃リサイクル
センター21



▲クリスマスツリーの
作品例

対象 市内に在住または在勤・在学の人
定員 16人(先着順)
参加料 800円(材料費)
申し込み・問い合わせ 11月13日(月)午前9時から電話で清掃リサイクルセンター21(☎32-3166)

お知らせ

水道料金および下水道使用料改定(案)に関するパブリックコメント手続の結果を公表しています

上下水道局総務課
(☎30)1272

水道料金および下水道使用料改定(案)についてのパブリックコメント手続の結果を、上下水道局総務課、市民情報コーナー(市役所・各支所)、市ホームページで公表しています。

最低賃金が改正されました
県最低賃金(☎27)2755

群馬県	最低賃金
時間額	935円

県最低賃金が895円から935円に改正され、10月5日から県内の事業場で働く全ての労働者と使用者に適用されました。なお、特定の製造業には、県最低賃金より時間額が高い特定(産別)最低賃金が定められています。

地域の福祉課題を解決するための 地区別懇談会を開催します

市民一人一人が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちをつくるため、令和7年度から始まる次期伊勢崎市地域福祉計画を策定します。皆さんの声を計画に反映させるため、地区別懇談会を開催します。ぜひお越しください。

期日・時間・会場 下表のとおり
申し込み 当日直接会場へ
問い合わせ 社会福祉課(☎27-2748)

地区	期日・時間	会場
北地区	12月17日(日)午前9時30分～	北公民館
南地区	12月17日(日)午後2時～	南公民館
殖蓮地区	11月25日(土)午後2時～	殖蓮公民館
茂呂地区	12月3日(日)午前9時30分～	茂呂公民館
三郷地区	12月2日(土)午後2時～	三郷公民館
宮郷地区	11月18日(土)午後2時～	宮郷公民館
名和地区	11月18日(土)午前9時30分～	名和公民館
豊受地区	11月26日(日)午前9時30分～	豊受公民館
赤堀地区	12月2日(土)午前9時30分～	赤堀公民館
東地区	11月25日(土)午前9時30分～	高齢者生きがいセンター
境地区	11月26日(日)午後2時～	境公民館

問い合わせ 群馬労働局(☎027189614737)
ひきこもり当事者・家族会を開催します
社会福祉課(☎27)6273

期日 11月22日(水)

時間 午後2時～4時

会場 緋の郷(市民交流館)

対象 市内に在住または在勤・在学のひきこもり当事者・家族
定員 20人程度(先着順)
内容 参加者同士での対話を通して、ひきこもりを理解し、互いに寄り添うことで、分かり合える仲間の輪を広げる会

申し込み 11月8日(水)から17日(金)までに電話で社会福祉課へ
市民課(☎27)2727
各支所などの土曜窓口業務を休止します

市民課(☎27)2727

設備点検に伴う庁舎停電のため、各支所、市民サービスセンター(宮子・あずまの土曜窓口業務)を休止します。
期日 11月11日(土)
※市役所本館1階直室および各支所直室では戸籍の届け出を受け付けます。死亡届のみ各支所直室では受け付け

都市計画案の縦覧

都市計画課(☎27)2766
都市計画案を縦覧します。

【案の縦覧】

- ①赤堀都市計画用途地域の決定
 - ②赤堀都市計画特定用途制限地域の變更
 - ③東都市計画特定用途制限地域の變更
- 期間 11月6日(月)から20日(月)まで
※土・日曜日は除きます
会場 都市計画課
【意見書の提出】
この案について意見がある人は、意見書を提出することができます。住所・氏名・利

害関係・意見の要旨を記入した意見書を直接会場または郵送で市長宛てに提出してください。
※様式は問いません
宛先 〒372-18501
(住所不要) 市役所都市計画課
締切日 11月20日(月)(必着)

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

年金医療課(☎27)2741
本年中に納付した国民年金保険料は、令和5年分の所得の申告の際、社会保険料控除の対象となり、税額が軽減されます。配偶者や家族の保険料を納付した場合も、納付し

た本人の社会保険料控除に出来るようになります。本年1月1日から10月2日までの期間に保険料を納付した人には10月下旬から11月上旬にかけて、10月3日から12月31日までの期間に本年初めて納付した人には令和6年2月上旬に、納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から郵送されます。年末調整や確定申告の手続きの際は、この証明書または領収証書を添付してください。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」はe-Taxで利用できる電子版の交付も行っていきます。マイナンバーから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナンバーの「お知らせ」で電子版を受け取ることができ、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は郵送されなくなります。

電子版の利用方法などは、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。
問い合わせ 専用ナビダイヤル(☎0570100310)
04・IP電話でかける場合は☎663012525)
または前橋年金事務所(☎027123111719)

教育委員会定例会の傍聴

教育委員会総務課(☎27)2785)
期日 11月16日(木)
時間 午前10時開始
会場 市役所本館5階職員研修室
定員 7人(先着順)
申し込み 当日午前9時30分から9時50分までに直接会場へ

相談

女性の権利ホットライン強化週間

人権課(☎27)2730)
夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性の権利に関する悩みごとの相談に、人権擁護委員と法務局職員が電話で応じます。
期間 11月15日(水)から21日(火)まで
時間 午前8時30分～午後7時
※18日(土)・19日(日)は午前10時から午後5時まで
相談専用電話 057010701810
問い合わせ 前橋地方事務局(☎02712211446)